帝国タイムス
明治33年3月3日創業　THE TEIKOKU TIMES
旬刊 2013年(平成25年) 9月25日 (水曜日) 第13456号

企業実務に役立つ 法律知識

第1回

山下江法律事務所 所長 弁護士 山下 江

契約と文書の意義

法律は常識を文章化したもの

まず最初に、企業法務に適用される法律は、民法、会社法、手形法・小切手法、製造物責任法、独禁法、下請法、不正競争防止法など様々ですが、法律は難しいものではないということです。

法律は、人と人、法人と法人などの間において争いになったときの解決の基準を文章化して定めたものです。関係者間においてなるべく公平になるように、皆が納得できるように基準が作られております。法律は、皆が納得できる（あるいは多数の人が納得できる）常識を文章化したものともいえます。

ですから、常識があれば、法律となっている文章を読まなくても、おおよその結論は見当が付くことになります。法律は決して難しいものではなく、争いを解決するための基準（常識）を文章化したものであり、常識人なら容易に理解できるものであると考えるべきと思います。

前置きが長くなりましたが、早速、会社実務の最初に、契約と文書の意義について、述べます。

契約書は契約成立に必要？

契約書がないと契約成立といえないか。これは否です。

契約成立は、当事者間の意思表示の合致により成立します。契約書はそれを証明するもっとも重要な証拠と言えます。すなわち、契約書がなくても、当事者の意思表示が合致していれば、契約は成立することとなります。

例として、100円のパンの売買について述べます。パン屋さんはこのパンを100円で売りましょうと意思表示しました。購入者は、このパンを100円で買いましょうと意思表示しました。ここに、両当事者の意思表示が合致したと言えます。これにより、100円のパンの売買契約は成立したことになります。

契約書は不要です。

ちなみに、この売買契約が成立したことにより、パン屋さんはそのパンを購入者に引き渡す義務を負うと同時に代金100円を受け取る権利を取得することになります。購入者は、そのパンをパン屋さんから受け取る権利を取得するとともに代金100円を支払う義務を負うことになります。

契約書はなぜ必要か

上記のような100円のパンの売買契約であれば、金額も低額であり、その場ですべてが済んでしまうので、わざわざ契約書を作成する必要はありません。しかし、これがA社がB社に対し、100万円の工作機械を製作してもらうという契約だとどうでしょう。

A社は、B社に工作機械の製作を頼んだものの、B社がチャンと製作して引き渡してくれるか不安です。また、B社も、A社がチャンと100万円の代金を支払ってくれるか不安です。

後日争いがないようにするためには、キチンとした契約書が必要となるわけです。

すなわち、取引について契約書を作る作らないかは原則自由です（建築工事請負契約のように消費者保護の観点からの例外あり）。しかし、契約書を作るのは次の3つの理由があるからです。

①契約内容を明確にする

②後日の証拠となる

争いが発生すると最後は裁判になり、裁判は証拠に基づいて勝敗がきまります。真実であっても証拠がないと勝訴できないことがあります。証拠には人証（証人尋問による供述）と書証がありますが、人の記憶はあいまいなことが多く、人証に比して書証の証明力が圧倒的に強いのです。書証の決定打となるのが契約書です。

③ひいては、紛争抑止力となるということです。

※この連載は、会社実務を行う上で必要になる基礎的な法律知識を分かりやすく順を追って解説していきます。毎月25日号に掲載予定です

山下江法律事務所、広島市中区上八丁堀4の27 上八丁堀ビル703、082・223・0695、http://www.law-yama-shita.com